

# 長崎大学病院における医療に係る安全管理のための指針

平成 29 年 6 月 26 日

## 第 1 医療安全管理に関する基本的考え方

長崎大学病院（以下「本院」という。）は、安全安心で、高度な医療サービスを患者及びその家族（以下「患者等」という。）に提供するために、医療事故防止、医薬品管理及び医療機器管理等の医療にかかる安全を適切に管理する。加えて、良質な医療の提供のために、主たる提供者である本院職員の安全に配慮し、長じて患者等へ適切な医療を実施できる環境作りを行う。（以下「医療安全管理」という。）また、「人間はエラーを犯す」ということを前提に、従業者一人ひとりが医療安全管理に対する高い意識を持ち、関係する各部署及び各委員会等が連携を図り、本院における医療安全管理を推進する。

## 第 2 医療安全管理委員会及びその他の組織に関する基本的事項

病院長を委員長とする医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理に係る体制の確保及び安全性向上に努めるものとする。また、医薬品安全管理及び医療機器安全管理に関し専門的に検討する組織として、医薬品等安全管理専門委員会及び医療機器安全管理専門委員会を置くものとする。さらに、医療安全管理委員会の審議の結果必要とされる事案に対しては、内容によって医療安全委員会メンバーを中心として、必要な人員を配した臨時医療安全管理委員会を招集し、専門的な審議を行うことができる。これら医療安全に関する業務を組織横断的に実行する組織として、安全管理部を設置し、情報の収集・分析及び方策の企画立案等に当たることとする。

## 第 3 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理委員会は、従業者を対象とする医療安全管理に関する研修を年 2 回以上行う。また、医薬品及び医療機器の安全使用等に関する研修については、医薬品等安全管理専門委員会及び医療機器安全管理専門委員会とともに企画・立案し、関係従事者を対象に必要に応じ行う。

## 第 4 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

医療安全管理委員会では、医療事故の原因究明に係る調査及び再発防止対策等について審議することを業務の一つとし、事例に応じて、専門性を考慮した委員を招集して、臨時

に委員会を開催するものとする。

医薬品等安全管理専門委員会及び医療機器安全管理専門委員会は、医薬品及び医療機器の取扱い等に関する不具合事象の各種報告を基に内容を分析し、防止策の検討を行い、安全確保の措置を講ずることとする。

## 第5 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は、迅速に患者の救命や回復に全力を尽くし、医療安全管理委員会で策定する「医療事故発生時の対応」等に基づき対応することとする。

## 第6 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針

### (1) 診療情報の提供

医療従事者と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的とし、診療情報の提供等に関する指針（平成22年09月17日医政発第917015号）に従い具体的な状況に即した方法により医療従事者は患者等に対して、次に掲げる事項等について説明することとする。ただし、医療従事者は、患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重することとする。また、患者が未成年者等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対して行うこととする。

- ① 現在の症状及び診断病名
- ② 予後
- ③ 処置及び治療の方法
- ④ 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
- ⑤ 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害損失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。）
- ⑥ 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要（執刀者及び助手の氏名を含む。）、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
- ⑦ 当該診療情報が治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合

には、その旨及び目的の内容

## (2) 指針の閲覧

本指針は、本院のホームページ等に掲載することとする。

### 第7 患者等からの相談への対応に関する基本方針

患者等からの医療安全管理に関する相談等については、安全・広報課、安全管理部など病院組織で連携し適切に対応する。

### 第8 その他医療安全の推進のために必要な基本方針

本指針以外に必要な細目は、医療安全管理委員会、医薬品等安全管理専門委員会及び医療機器安全管理専門委員会が、別に定める。